

令和4年4月4日現在

保護者様

墨田区立 中和小学校  
校長 影山 祥仁

## 携帯電話の学校への持参について

日頃より本校の教育へご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、墨田区では児童の携帯電話の所持に関しては原則禁止となっております。また、本校の教育方針でも、学習に必要なものは学校に持ってこないことを原則としております。

しかしながら、昨今の状況では、登下校時の事故や事件から身を守る方法の一つとして、携帯電話の所持を認めることも場合に依っては必要であると考えております。

そこで、下記の約束を保護者の方もお子様も守ってもらうことを条件に、学校への携帯電話の持参を許可することといたします。持参許可を申し出る場合は、この趣旨をご理解の上、ご家庭でよく話し合い、約束を守れることを確認してから、許可願いを提出していただきますようお願いいたします。

### 携帯電話を持参する場合の『中和小5つの約束』

- ①登下校中、どうしても保護者との連絡が必要な時に限り使い、友達との連絡には使わないこと。
- ②学校内ではランドセルの中にしまい、使わないこと。  
(携帯電話を出さない・マナーモードにして音を出さない・友達に見せない)
- ③校門を出てすぐのところでは使わないこと。
- ④歩きながらは使わないこと。(まわりの迷惑にならない場所で、立ち止まって使うこと。)
- ⑤携帯電話は、自己管理とすること。また、その責任は保護者が負うこと。

### ー ご注意くださいー

○安易に所持させるのではなく、児童が携帯電話を持つことの必要性について各ご家庭で十分に考え、生活・行動面での在り方について話し合ってください。

○ニュースでも、子ども同士のメール交換や、有料・有害サイトへのアクセスでトラブルが起きていることが報じられています。携帯電話を所持・使用させる場合には、約束事等を各ご家庭でお子様とよく話し合い、責任をもって持たせてください。

○防犯ブザーは携帯電話とは別に持たせてください。

※携帯電話を持たせる場合は、この書式をダウンロード、プリントアウトしていただき、必要事項をご記入・押印した下記の許可願いを担任まで提出してください。

※許可願いは毎年度更新になります。昨年度提出された方も再度提出をお願いいたします。

※上記の「5つの約束」が守られない場合は、携帯電話を学校が一時預かり、その後、許可を取り下げることもありますので、予めご承知おきください。

----- キリトリ -----

墨田区立 中和小学校長 宛

### 携帯電話の学校持参許可願い

学校で定められた「携帯電話を持参する場合の中和小5つの約束」を守りますので、携帯電話の持参許可をお願いいたします。持参の理由は下記の通りです。

令和 年 月 日

年 組

児童氏名

保護者氏名

印